

令和３年５月２７日

令和４年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針

東広島市教育委員会

１ 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法（平成１８年法律第１２０号）や学校教育法（昭和２２年法律第２６号）で明確に示された教育の理念や目標及び小学校学習指導要領（平成２９年文部科学省告示第６３号）、中学校学習指導要領（平成２９年文部科学省告示第６４号）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成２９年文部科学省告示第７３号）に示された各教科の目標や内容等に則り、広島県教育委員会の指導・助言のもと、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

２ 適正かつ公正な採択の確保

教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。

３ 開かれた採択の推進

次の事項について、採択後、公表する。

- (１) 採択結果及び採択理由
- (２) 調査研究報告書
- (３) 教育委員会会議の議事録
- (４) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

４ 手続等

(１) 小学校用教科用図書について

令和３年度においては、令和２年度と同一の教科書を採択する。

(２) 中学校用教科用図書について

ア 令和３年度においては、令和２年度と同一の教科書を採択する。

イ 新たに発行されることになった教科書（社会：歴史的分野）について、教育委員会は、教科用図書の調査研究及び選定に関する事項について、小中学校教科用図書採択に係る選定委員会（以下「選定委員会」とする。）に諮問し、選定委員会からの答申を受ける。

ウ イの答申を受け、教育委員会は、教育委員会会議において教科用図書を採択する。

(３) 学校教育法附則第９条の規定による教科用図書について

ア 学校教育法附則第９条の規定による教科用図書（以下「一般図書」という。）の

使用は、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合において、検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書を使用することが適当でないときに限られる。したがって、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、児童生徒の実情に合わせて採択を行う。

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定し、選定理由書を教育委員会に提出する。

ウ イの選定理由書を受け、教育委員会は、教育委員会会議において教科用図書を採択する。

(4) 採択の時期について

採択は、令和3年8月31日までにを行うものとする。